



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 土地改良区の定款の変更の認可（村づくり計画課） 1
- 土地改良区の役員の就任及び退任の届出・6件（村づくり計画課） 1
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 7
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 8
- 海岸保全区域の指定の変更（海岸防災課） 8

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（防災危機管理課） 9
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） 9
- 開発行為に関する工事の完了（建築指導課） 9
- 開発行為に関する工事の完了（八重山土木事務所） 9
- 特定調達契約に係る落札者の決定（教育庁教育支援課） 10
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立沖縄工業高等学校） 10

公安委員会事項

- 道路交通法による指定講習機関の指定 12

選挙管理委員会事項

- 不在者投票を行うことができる施設の指定 12
- 不在者投票を行うことができる施設の指定の取消し 12
- 個人演説会公営施設の指定 12

その他

- 行政オンブズマンの運営状況の公表 13

告 示

沖縄県告示第432号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の定款の変更を認可した。

平成26年 8月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 東村高江土地改良区
- 2 認可年月日 平成26年 7月29日

沖縄県告示第433号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり長浜原土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 就任

理事、監事の別

氏 名

住 所

理事	上間良廣	名護市字許田32番地27
理事	嵩原安政	名護市字許田32番地 6
理事	瑞慶山良安	名護市字許田32番地 9
理事	喜納安秀	名護市字許田32番地12
理事	嘉手苺政美	名護市字許田71番地 2
理事	金城哲也	名護市大北五丁目23番 1 1-806
監事	園田茂行	名護市字許田32番地23
監事	比嘉正志	名護市東江四丁目23番16 501

任期 平成26年 7 月 4 日から平成30年 7 月 3 日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	上間良廣	名護市字許田32番地29
理事	嵩原安政	名護市字許田32番地 6
理事	比嘉正徳	名護市字喜瀬1962番地
理事	嘉手苺政則	名護市字名護62番地 2
理事	瑞慶山良安	名護市字許田32番地 9
理事	金城忠太郎	名護市字許田32番地 8
監事	日高康次	名護市字許田32番地16
監事	宮城弘恭	名護市字許田32番地14

沖縄県告示第434号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおりうるま市与那城西土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8 月 8 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	内間眞光	うるま市与那城西原1026番地
理事	長堂清光	うるま市与那城屋慶名2373番地 1
理事	玉城信徳	うるま市与那城屋慶名748番地 1
理事	伊禮永輝	うるま市与那城西原634番地
理事	東門功一郎	うるま市字喜屋武220番地 5
理事	宮城吉一	うるま市与那城西原109番地 2
理事	高屋松一	うるま市勝連平安名304番地
監事	前上門正進	うるま市与那城西原92番地

監事	西平守賢	うるま市与那城照間946番地
監事	島袋光政	うるま市与那城西原154番地

任期 平成26年7月4日から平成30年7月3日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	内間眞光	うるま市与那城西原1026番地
理事	長堂清光	うるま市与那城屋慶名2373番地 1
理事	玉城信徳	うるま市与那城屋慶名748番地 1
理事	前上門宏	うるま市与那城西原712番地 1
理事	伊禮永輝	うるま市与那城西原634番地
理事	宮城吉一	うるま市与那城西原109番地 2
理事	東門功一郎	うるま市字喜屋武220番地 5
監事	前上門正進	うるま市与那城西原92番地
監事	西平守賢	うるま市与那城照間946番地
監事	田原武光	うるま市与那城屋慶名1092番地

沖縄県告示第435号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり城辺福東土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	平良盛栄	宮古島市城辺字福里1786番地
理事	伊良部秀隆	宮古島市城辺字福里1814番地 4
理事	洲鎌安司	宮古島市城辺字福里377番地 5 福里団地 B - 302
理事	饒平名辰雄	宮古島市城辺字福里1788番地
理事	与那覇金市	宮古島市城辺字福里1462番地
理事	平良廣市	宮古島市城辺字福里1467番地 2
理事	与那覇明弘	宮古島市城辺字福里1466番地 2
理事	本永静子	宮古島市城辺字福里1139番地
理事	高江洲明夫	宮古島市平良字東仲宗根43番地 2
理事	高江洲良孝	宮古島市平良字東仲宗根907番地 2
監事	福里吉光	宮古島市城辺字福里1293番地 16
監事	洲鎌亘	宮古島市城辺字福里384番地 2

任期 平成26年 4月25日から平成29年 4月24日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	平良盛栄	宮古島市城辺字福里1786番地
理事	伊良部秀隆	宮古島市城辺字福里1814番地 4
理事	洲鎌安司	宮古島市城辺字福里377番地 5 福里団地 B - 302
理事	饒平名辰雄	宮古島市城辺字福里1788番地
理事	与那覇金市	宮古島市城辺字福里1462番地
理事	平良廣市	宮古島市城辺字福里1467番地 2
理事	与那覇明弘	宮古島市城辺字福里1466番地 2
理事	本永静子	宮古島市城辺字福里1139番地
理事	高江洲明夫	宮古島市平良字東仲宗根43番地 2
理事	高江洲良孝	宮古島市平良字東仲宗根907番地 2
監事	福里吉光	宮古島市城辺字福里1293番地16
監事	洲鎌亘	宮古島市城辺字福里384番地 2

沖縄県告示第436号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり大川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地 1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地 2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地 1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地10
理事	照屋定彦	宮古島市平良字東仲宗根209番地 5
理事	仲間英夫	宮古島市城辺字比嘉322番地 5
理事	下地武雄	宮古島市城辺字西里添1031番地西城団地 6 - 101
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地 1

理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地 3
理事	本村正	宮古島市城辺字比嘉143番地 2
監事	本村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	前里宣克	宮古島市城辺字比嘉74番地 1
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地 2

任期 平成26年5月21日から平成28年5月20日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	照屋秀雄	宮古島市城辺字比嘉147番地 1
理事	前里財徳	宮古島市城辺字比嘉125番地
理事	下地建雄	宮古島市城辺字比嘉1920番地
理事	平良健	宮古島市城辺字比嘉128番地
理事	藤本栄一	宮古島市城辺字比嘉287番地 1
理事	奥平寛	宮古島市城辺字比嘉19番地 2
理事	砂川勉	宮古島市城辺字比嘉14番地
理事	末広恒昭	宮古島市城辺字比嘉12番地 1
理事	下地清栄	宮古島市城辺字比嘉322番地10
理事	照屋定彦	宮古島市平良字東仲宗根209番地 5
理事	幸地廣	宮古島市城辺字比嘉322番地 8
理事	友利原雄	宮古島市城辺字比嘉859番地 2
理事	波平健裕	宮古島市城辺字比嘉18番地 1
理事	伊良部浩一	宮古島市城辺字比嘉291番地10
理事	砂川潮夫	宮古島市城辺字比嘉36番地
理事	下地明	宮古島市城辺字比嘉322番地 3
監事	幸地良憲	宮古島市城辺字比嘉329番地 3
監事	本村弘幸	宮古島市城辺字比嘉134番地
監事	砂川清治	宮古島市城辺字比嘉330番地 2

沖縄県告示第437号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり下北土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地 1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地 1
理事	国仲栄光	宮古島市城辺字下里添1156番地 1
理事	宮國明雄	宮古島市平良字東仲宗根214番地
理事	上地安弘	宮古島市平良字下里1270番地 1 川平マンション105号
理事	下地玄市	宮古島市城辺字下里添382番地 3
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博和	宮古島市城辺字下里添694番地 2

任期 平成26年 5 月22日から平成28年 5 月21日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	野崎達男	宮古島市城辺字下里添1003番地 1
理事	洲鎌英一	宮古島市城辺字下里添976番地 5
理事	池原功	宮古島市城辺字下里添651番地
理事	与那覇寛昭	宮古島市城辺字下里添804番地 1
理事	国仲栄光	宮古島市城辺字下里添1156番地 1
理事	宮国恵信	宮古島市城辺字下里添935番地 3
理事	上地安弘	宮古島市平良字下里1270番地 1 川平マンション105号
理事	下地玄市	宮古島市城辺字下里添382番地 3
理事	宮国恵成	宮古島市城辺字下里添951番地
理事	喜屋武盛吉	宮古島市城辺字下里添663番地
監事	松川光雄	宮古島市城辺字下里添719番地
監事	松川博光	宮古島市城辺字下里添721番地

沖縄県告示第438号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり城辺友利土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成26年 8 月 8 日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	奥濱貞夫	宮古島市城辺字友利234番地 1
理事	下里栄作	宮古島市城辺字友利213番地 1
理事	友利武和	宮古島市城辺字友利342番地
理事	砂川佳隆	宮古島市城辺字砂川606番地 5 砂川団地 1 棟102
理事	奥濱健	宮古島市城辺字友利69番地
理事	砂川光彦	宮古島市城辺字友利316番地
理事	川満忠勝	宮古島市城辺字友利98番地 2
監事	砂川英弘	宮古島市城辺字友利208番地
監事	砂川武次郎	宮古島市城辺字友利193番地 1
監事	砂川博紀	宮古島市城辺字友利206番地

任期 平成26年6月11日から平成28年6月10日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	奥濱貞夫	宮古島市城辺字友利234番地 1
理事	下里栄作	宮古島市城辺字友利213番地 1
理事	友利武和	宮古島市城辺字友利342番地
理事	砂川佳隆	宮古島市城辺字砂川606番地 5 砂川団地 1 棟102
理事	奥濱健	宮古島市城辺字友利69番地
理事	砂川光彦	宮古島市城辺字友利316番地
理事	川満忠勝	宮古島市城辺字友利98番地 2
監事	砂川英弘	宮古島市城辺字友利208番地
監事	砂川武次郎	宮古島市城辺字友利193番地 1
監事	砂川博紀	宮古島市城辺字友利206番地

沖縄県告示第439号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成22年沖縄県告示第293号及び平成23年沖縄県告示第503号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 施行者の名称 沖縄市

2 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 中部広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・5・沖7号安慶田中線

3 事業施行期間 平成22年5月21日から平成29年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分 平成22年沖縄県告示第293号及び平成23年沖縄県告示第503号の事業地のうち沖縄市安慶田一丁目地内において事業地を変更する。
- (2) 使用の部分 なし

5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第440号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄防衛局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成26年 8月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 名護市、宜野座村、金武町、恩納村及びうるま市
- 2 公共測量を実施した期間 平成25年11月21日から平成26年 5月30日まで
- 3 作業種類 公共測量（空中写真測量）

沖縄県告示第441号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、昭和51年沖縄県告示第187号で指定した海岸保全区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

平成26年 8月 8日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

海岸の名称			指定区域
沿岸名	海岸名	地区海岸名	
琉球諸島沿岸	名護海岸	嘉陽地先海岸	基点1から基点27までを順次直線で結んだ線、補助点1から補助点3までを順次直線で結んだ線、基点1と補助点1を直線で結んだ線及び基点27と補助点3を直線で結んだ線により囲まれた区域 基点1 四等三角点嘉陽（北緯26度33分31秒6621、東経128度06分30秒9243）から171度06分09秒873.615メートルの地点 基点2 基点1から306度37分03秒12.757メートルの地点 基点3 基点2から239度05分42秒10.366メートルの地点 基点4 基点3から167度50分48秒10.179メートルの地点 基点5 基点4から238度19分26秒55.706メートルの地点 基点6 基点5から249度00分28秒121.452メートルの地点 基点7 基点6から231度18分38秒16.881メートルの地点 基点8 基点7から214度49分38秒15.987メートルの地点 基点9 基点8から223度29分06秒16.822メートルの地点 基点10 基点9から231度22分34秒7.736メートルの地点 基点11 基点10から232度32分20秒15.603メートルの地点 基点12 基点11から228度55分24秒2.759メートルの地点 基点13 基点12から232度04分40秒36.842メートルの地点 基点14 基点13から230度36分16秒25.733メートルの地点 基点15 基点14から236度23分13秒1.855メートルの地点 基点16 基点15から230度27分25秒13.770メートルの地点 基点17 基点16から233度21分59秒19.211メートルの地点 基点18 基点17から244度05分58秒6.788メートルの地点 基点19 基点18から231度31分07秒13.940メートルの地点 基点20 基点19から234度40分51秒20.028メートルの地点 基点21 基点20から237度06分24秒5.765メートルの地点 基点22 基点21から233度09分54秒6.562メートルの地点 基点23 基点22から229度49分15秒1.885メートルの地点 基点24 基点23から239度32分42秒5.834メートルの地点 基点25 基点24から235度26分23秒39.612メートルの地点

基点26	基点25から254度58分24秒2.947メートルの地点
基点27	基点26から239度18分12秒6.071メートルの地点
補助点1	基点1から146度26分01秒120.937メートルの地点
補助点2	補助点1から234度36分41秒477.007メートルの地点
補助点3	補助点2から325度36分31秒292.201メートルの地点

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 沖縄県防災情報システム機能強化業務委託（構築等）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室防災危機管理課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成26年6月30日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 日本電気株式会社沖縄支店 那覇市久茂地2丁目2番2号タイムスビル7階
- 5 契約金額 134,892,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、西原町から送付のあった那覇広域都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 用途地域（西原小那覇地区）
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成25年11月27日 沖縄県指令土第1257号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字武富922番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字武富928番地 諸見里健、糸満市字武富928番地 諸見里瑠美
- 5 検査済証番号 平成26年7月29日 第4128号
- 6 工事完了年月日 平成26年7月22日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成26年8月8日

沖縄県八重山土木事務所長 添石清包

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成26年1月20日 沖縄県指令八土第25号、平成26年3月19日 沖縄県指令八土第112号（変更）

- 2 開発区域に含まれる地域の名称 石垣市字宮良989番ほか3筆
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 石垣市字石垣13番地の1 有限会社仁開商事 代表取締役 仁開一夫
- 5 検査済証番号 平成26年6月16日 Y第5号
- 6 工事完了年月日 平成26年6月10日

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成26年8月8日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。） 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県教育庁教育支援課 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 落札者を決定した日 平成26年7月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社オーシーシー 沖縄県浦添市沢岬二丁目17番1号
- 5 落札金額 321,744,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日 平成26年5月30日

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成26年8月8日

沖縄県立沖縄工業高等学校長 山城邦定

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達する物品等の名称及び数量 F A実習装置 一式
 - (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 納入の期限 平成27年1月30日（金曜日）
 - (4) 納入の場所 沖縄県立沖縄工業高等学校電子機械科棟
- 2 入札に参加する者に必要な資格 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- 3 契約条項を示す期間及び場所
 - (1) 期間 平成26年8月15日（金曜日）から同月22日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校事務室 〒902-0062 沖縄県那覇市松川3丁目20番1号 電話番号098-832-3831
- 4 入札執行の日時及び場所
 - (1) 日時 平成26年9月24日（水曜日）午前10時
 - (2) 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校会議室
- 5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
 - (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成26年8月15日（金曜日）から同月22日（金曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前10時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県立沖縄工業高等学校事務室
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立沖縄工業高等学校
 - (2) 所在地 〒902-0062 沖縄県那覇市松川3丁目20番1号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成26年9月22日（月曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県立沖縄工業高等学校に提出すること。
 - (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時 平成26年8月26日（火曜日）午後2時
イ 場所 沖縄県立沖縄工業高等学校会議室
 - (4) 最低制限価格 設定しない。
 - (5) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 Summary
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Learning system of Factory Automation and Mechatronics 1-set
 - (2) DELIVERY DUE DATE AND DELIVERY PLACE
January 30, 2015, Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School Mechatronics course building
 - (3) BIDDING INFORMATIONAL MEETING
2:00 p.m. August 26, 2014
 - (4) DATE FOR BIDS
10:00 a.m. September 24, 2014
 - (5) POINT OF CONTACT
Okinawa Prefectural Okinawa Technical Senior High School Office
3-20-1 Matsugawa Naha City, Okinawa, Japan, 902-0062
Telephone 098-832-3831

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第85号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により次の者を指定講習機関に指定したので、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第3条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年 8 月 8 日

沖縄県公安委員会

指定講習機関の名称	株式会社宜野湾自動車学校
所在地	宜野湾市愛知一丁目1番2号
代表者	奥里将研
講習の種類別	道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる講習
指定年月日	平成26年 7 月 18 日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

平成26年 8 月 8 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	指定年月日
軽費老人ホームケアハウスていんさぐぬ花	沖縄市比屋根一丁目5番8号	平成26年 7 月 18 日

沖縄県選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設について、次のとおり指定を取り消した。

平成26年 8 月 8 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	取消年月日
軽費老人ホーム緑樹苑	沖縄市胡屋七丁目2番10号	平成26年 7 月 18 日

沖縄県選挙管理委員会告示第8号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により、うるま市選挙管理委員会委員長から同条第1項第3号の規定に基づく個人演説会公営施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

平成26年 8 月 8 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

施設の名称	所在地	管理者	指定年月日
健康福祉センターうるみん	うるま市字安慶名488番地	うるま市長	平成26年7月10日

そ の 他

沖縄県行政オンブズマン設置要綱（平成7年3月27日知事決裁）第18条の規定により、平成25年度における行政オンブズマンの運営状況を次のとおり公表する。

平成26年8月8日

沖縄県行政オンブズマン 玉城 征 駟 郎
 沖縄県行政オンブズマン 宮 城 智 子

第1 平成25年度苦情申立等の概要

1 苦情申立等受付状況

(1) 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの書面による苦情申立受付件数は、6件である。そのほか、窓口・電話等での苦情が137件、相談・要望等が73件、問合せ・資料請求が26件で、苦情相談等の件数は、合計242件となり、前年度の275件より33件減少している。

部局別には、福祉保健部に係る苦情相談等が最も多く、次いで、土木建築部、教育庁、知事公室、環境生活部、総務部の順となっている。

なお、月別の苦情申立等の受付状況は、次表のとおりである。

第1表 苦情申立等件数一覧

事 項	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
苦情申立（書面）			2	1	1	1						1	6
窓口・電話等での苦情	15	10	10	18	17	14	11	12	7	4	9	10	137
相談・要望等	4	7	7	7	6	13	5	2	7	4	8	3	73
問合せ・資料請求	1	3	1	1	3	2	4	8	2	0	0	1	26
計	20	20	20	27	27	30	20	22	16	8	17	15	242

(2) 苦情申立（書面）受付件数を部局別にみると、土木建築部3件、福祉保健部2件、企画部1件となっている。

第2表 部局別苦情申立（書面）受付件数

部局	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
知事公室													
総務部													
企画部			1										1
環境生活部													
福祉保健部			1									1	2
農林水産部													
商工労働部													
文化観光スポーツ部													

土木建築部			1	1	1						3
病院事業局											
その他											
計		2	1	1	1						6

(注) 1件の苦情について所管する部局が複数ある場合には、主な窓口となる部局に算入する。

2 苦情申立(書面)処理状況及び苦情内容

(1) 苦情申立(書面)処理状況

平成25年度は、前年度からの調査継続のものではなく、平成25年度に受け付けた6件全てを処理した。

処理済みの内訳は、行政に不備がなかったもの3件、調査することが適当でないもの2件、取り下げられたもの1件となっている。

第3表 苦情申立処理状況

処 理 区 分	件数
1 申立人に結果通知したもの(苦情調査結果通知書送付)	3
(1) 申立ての趣旨に沿ったもの	
ア 提言したもの	
イ 意見表明したもの	
(2) 行政に不備がなかったもの	(3)
2 所管外のもの	
(1) 苦情を調査しない旨の通知書送付	
(2) 移送	
3 その他のもの(苦情を調査しない旨の通知書送付)	
(1) 申立人自身の利害を有しないもの	
(2) 苦情に係る事実のあった日から1年を経過しているもの	
(3) 虚偽、その他正当な理由がないもの	
(4) 調査することが適当でないもの	
4 調査を中止したもの	1
5 取り下げられたもの	2
処 理 済 合 計	6
6 未処理分(次年度へ調査継続のもの)	
総 計	6

(2) 苦情申立ての内容及び処理結果

書面による苦情申立ての内容及び処理結果は、次のとおりである。なお、括弧書きは、所管部局を示す。

ア 生活保護における自動車保有の許可と保護開始時に遡っての移送費の支給について(福祉保健部)

【趣旨】 生活保護を受給しているが、通院のため自動車保有を許可してほしい。また、保護開始

時に遡って移送費を支給してほしい。

[結果] 当職としては、申立人の自動車保有について、地方自治法第245条の9に規定する国の法定受託事務の処理基準である生活保護実施要領等に基づき認めないとする福祉保健部の判断は、バスだけではなくタクシーによる通院を認めた上でのことなので、やむを得ないものとする。

また、移送費の給付について、事前の申請や領収書等の提出が必要であるとの説明を保護決定前に受けているにもかかわらず事後にしか申請していないため、保護開始時に遡っての支給は国の処理基準に基づき認められないとする福祉保健部の判断は妥当なものとする。

イ 地方税法の規定による市民税・県民税の納税通知書の様式について（企画部）

[趣旨] 地方税法第43条の規定により、市民税・県民税の納税通知書の様式は「総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。」となっているが、糸満市は様式が異なっており、法令違反である。

[結果] 当職としては、総務省令と全く同一の様式によらなければならない場合については、地方税法第317条の2のように「総務省令の定めるところにより」と規定していることに対し、同法第43条においては「総務省令で定める様式に準じて作成する」とされていることから、「準じて」については、全く同一の様式を用いることとの解釈には至らないものとする。

このため、納税通知書が総務省令で定める様式を基準としつつ、各市町村の実情に応じて作成されていることが、法令違反とは言えないものとする。

ウ 県営団地の住み替えについて（土木建築部）

[趣旨] 隣人トラブルにより心身症になったので、姉妹が住んでいる他の県営団地への住み替えを認めてもらいたい。

[結果] 当職としては、申立人の他団地への住み替えは現に住宅に困窮する入居待機者の入居の機会を阻害することになることから認められないが、同じ団地への住み替えは一定の条件の下に検討すると土木建築部の判断は妥当なものとする。については、同じ団地内での住み替えを実現するため、同部が求める所要の内容が記載された精神科医の診断書の提出等の手続を速やかに行うよう助言する。

エ 宅地建物取引業免許更新時における建築確認済証（写し）の提出について（土木建築部）

[趣旨] 宅地建物取引業免許更新時において、審査基準を制定したとのことでプレハブ事務所の建築確認済証（写し）の提出を求められた。これまでと取り扱いが変わる場合は、十分な説明、周知が必要ではないか。

[結果] 苦情申立書を受理後、申立人から取り下げられた。

オ 建築確認の事務処理について（土木建築部）

[趣旨] 建築確認申請が2か月近く経っても処理されないので困っており、早期に処理してもらいたい。

[結果] 苦情申立書を受理後、申立人から取り下げられた。

カ 生活保護に係る職員の対応について（福祉保健部）

[趣旨] 生活保護に係る職員の対応により精神的苦痛を受けた。

[結果] 調査の過程において、当該職員の対応の中で申立人の公務執行妨害被告事件が発生している事実が判明したため、本件苦情が現在裁判で係争中の同事件と密接に関連するものであることから、調査することが適当でないと認め調査を中止した。

3 窓口・電話等での苦情・相談

苦情申立ては、文書によることとされているが、窓口・電話等での苦情・相談についても、できる限り対応している。

第2 提言及び意見表明

行政オンブズマンは、苦情調査の結果必要と認めるときは、沖縄県行政オンブズマン設置要綱第15条の規定に基づき、知事に対し、是正等の措置を講ずるよう提言し、又は制度の改善を求めるための意見を表明することができる。

平成25年度は、提言及び意見の表明はなかった。

第3 その他運営状況

1 関係機関との連携

県民の苦情や相談は、県の事務に限らず、市町村又は国の事務に関する場合も多く、これらの苦情等についても、市町村の相談窓口、総務省沖縄行政評価事務所等と連携を図り対応した。

2 インターネットによる県民への情報提供

行政オンブズマンへ寄せられた県民からの苦情・相談内容等を県のホームページに掲載し、広く県民に情報を提供した。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 ちとせ印刷 〒901-2131 浦添市牧港二丁目1番5号</p>
---	--